

第2編 逐条解説

前文

長崎県は、その自然的・地理的条件から、台風、豪雨、地すべり、土石流、山崩れ、火山噴火、火砕流等様々な災害が発生する可能性を有しており、これまでも尊い人命と貴重な財産が災害によって度々失われてきた。

中でも、昭和32年7月の諫早大水害、昭和57年7月の長崎大水害、平成2年から平成7年まで続いた雲仙普賢岳噴火災害では、甚大な被害が生じ、多くの尊い人命が失われたことは、今でも多くの県民が記憶しているところである。

近年は、地球温暖化の影響もあり、全国各地で豪雨による被害が度々発生しているだけでなく、台風の大型化が懸念されており、本県においても、今後ますますこうした災害に警戒する必要性が高まっている。

さらには、雲仙活断層群を始めとした活断層が確認されている地域だけでなく、これまで地震が想定されていなかった地域においても、大きな地震が発生する可能性があり、その対策が急務となっている。

また、本県は、玄海原子力発電所から最短で8.3キロメートルの距離にあることから、万一原子力災害が発生した場合には、本県も大きな影響を受ける可能性が高い。

県は、これまでも、様々な災害の発生に備えて、市町及び防災関係機関と連携して各種の防災対策を進めてきたところである。しかしながら、災害による被害を最少化するためには、行政による防災対策のみならず、県民自らが防災対策を講じるとともに、自主防災組織の結成等により、周囲と互いに助け合いながら地域の安全を確保することが必要である。また、過去に経験した災害を語り継ぐことによって、そこから災害による被害の軽減につながる教訓を学び取り、その教訓を防災対策に活かすことが重要である。

少子高齢化や過疎化によって人口減少が進み、地域コミュニティの衰退が懸念されるなど、本県を取り巻く社会環境が大きく変化している中、個々の県民による防災対策と地域における防災対策それぞれの重要性を改めて認識するとともに、過去に経験した災害から得られた教訓を伝承することによって、災害への対応能力を高めなければならない。

ここに、私たちは、災害を未然に防止し、たとえ災害が発生したとしてもその被害を軽減することができる「災害に強い長崎県」を実現するため、県民、地域、事業者、市町及び県がともに力を合わせて防災対策を推進することを決意し、この条例を制定する。

【趣旨】

この前文は、本条例の理念や目的を明らかにしたものである。

【解説】

1 前文は、具体的な規範を定めたものではないため、その内容から直接法的効果が生じることはないが、条例の一部を構成し、各条項の解釈の基準を示す意義や効力を有している。

2 この前文は、おおよそ4つの部分で構成されている。

先ず、第1段落及び第2段落で、本県で過去に発生した災害による被害について記述している。

続く第3段落から第5段落では、今後警戒しなければならない災害について記述している。

そして、第6段落及び第7段落では、行政の対応（公助）だけでなく、自らの安全を自らで守ること（自助）及び地域の人々が互いに協力しながら防災対策に取り組むこと（共助）の必要性を謳うとともに、過去に経験した災害を語り継ぐことの重要性を記述している。

以上を踏まえて、最後の第8段落では、この条例を制定するに当たっての決意を記述している。

3 「雲仙活断層群」とは、島原湾から島原半島を経て橘湾にかけてほぼ東西に分布する断層群のことで、雲仙地溝北縁断層帯、雲仙地溝南縁東部断層帯、雲仙地溝南縁西部断層帯の3つから成っている。なお、雲仙断層群が分布する島原半島のほぼ中央には、活火山の雲仙岳が位置している。

なお、地震防災対策特別措置法第7条の規定に基づき、文部科学省に地震調査研究推進本部が設置されており、平成9年度には同本部で「地震に関する基盤的調査観測等計画」が取りまとめられた。調査対象として全国98カ所の活断層が指定されており、その1つが雲仙活断層群となっている。

4 「玄海原子力発電所」は、佐賀県東松浦郡玄海町にある九州電力の発電所で、原子炉が4基あり、その出力は347万8,000キロワットである。

本県では、松浦市鷹島町が玄海原子力発電所から最短で8.3キロメートルの距離にあり、玄海原子力発電所から半径10キロメートルの円内にある松浦市鷹島町の阿翁地区、阿翁浦地区及び日比地区が「防災対策を重点的に充実すべき地域（対象地域）」となっている。また、玄海原子力発電所から半径30キロメートルの円内にある松浦市の全域並びに佐世保市、平戸市、壱岐市それぞれの一部が「避難計画策定対象地域」となっている。